

公益財団法人 全日本空手道連盟

アスリート委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本空手道連盟(以下、「本連盟」という。) 規約第20条の規定に基づき、アスリート委員会(以下、「本委員会」という。) に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の各号を所掌する。

- (1) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (2) オリンピックムーブメントの推進活動に関すること
- (3) アンチドーピングを含むコンプライアンス啓発に関すること
- (4) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
- (5) 選手の権利保護や紛争解決に向けた組織活動に関すること
- (6) その他選手に関すること

(委員)

第3条 本委員会の委員は10名以内とし、原則として男女同数とする。

2. 委員は40歳未満とし、本連盟に会員登録している者のうち、別に定めるナショナルチーム選考規程に基づき選考された強化選手として指定された実績を有する者(以下、「強化選手等」という。)又は、学識経験者として選ばれた者とする。
3. 委員に選出される強化選手等のうち半数以上の者は、委員選出の日から過去4年以内にナショナルチームメンバーであった者から選任するものとし、そのうち男女各1名以上は現在もナショナルチームメンバーとして選考されている者とする。

(委員の選出)

第4条 委員は、立候補と推薦による候補者の中から理事会において選任され、会長が任命する。

2. 本連盟は、委員になる資格を持つ者に候補者の募集を周知する。
3. 委員に立候補する者は、当期委員の任期満了の3か月前までに、本連盟に対して書面で立候補を表明する。委員候補を推薦する者は、被推薦者の了解を得

た上で本連盟に対して書面で推薦する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。

ただし再任を妨げないものとし、補欠又は増員により選任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2. 委員が任期中に満40歳の誕生日を迎えたときは、その年度の事業報告に係る評議員会の終結の時までを任期とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には委員長1名、及び必要に応じ副委員長2名以内を置くこととし、委員の互選により選出する。

2. 委員長は議長となり、会務を総括する。

3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4. 委員長及び副委員長に事故あるときは、互選により他の委員がその職務を代行する。

(会議等)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2. 委員の3分の2以上の請求が本連盟にあった場合、本連盟はただちに委員長に会議の招集を請求しなければならない。

3. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、書面をもってあらかじめ委任状を提出した委員は、出席者とみなす。

4. 会議の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5. 本連盟常任理事会は、委員会の議論を本連盟の組織運営に反映させるため、委員と本連盟常任理事会が意見交換する場を年2回以上設けなければならない。

(理事会への報告)

第8条 委員会の決定事項は書面をもって理事会に報告する。

(その他)

第9条 委員会のアドバイザーとして当連盟役員2名までを置くことができる。

2. 本委員会に事務局を設ける。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(附則)

1. この規程は、令和3年4月9日から施行する。